

第 54 期高知地方最低賃金審議会第 1 回「電子」特別小委員会議事要旨

1 開催日時 令和 5 年 10 月 2 日 午前 9 時 56 分から午前 11 時 45 分

2 開催場所 高知労働局

3 出席状況 公益代表委員 3 名

労働者代表委員 3 名

使用者代表委員 3 名

4 議題・議事要旨

(1) 座長の選出について

座長が選出された。

(2) 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金「改正決定」審議に関する意見聴取

電子部品等製造業を営む使用者 1 名から、コロナ感染症や国際情勢による経営への影響など、高知県内外の業界を取り巻く実情について意見聴取が行われた。

(3) 改正決定の必要性について

労働者代表委員の主張

- ・社会のデジタル化や IoT 等に電機産業のものづくりなどを活かすことにより、経済成長、社会貢献及び新たな雇用の創出に寄与することが期待でき、その発展を支える優秀な人材の確保の面からも金額改定が必要である。
- ・電機連合加盟組合における企業内最低賃金は高知県においても引上げられており、同じ産業で働く労働者の公正な賃金決定と均等・均衡処遇の実現に向け、電機連合加盟組合の企業内最低賃金と電子部品等製造業最低賃金との格差改善が必要である。
- ・地域別最低賃金は、すべての労働者を対象としているのに対し、特定(産業別)最低賃金は基幹的労働者が対象であり、これまで、労使で議論してきた産業の発展、人材確保、電機産業の魅力を高めるためにも金額改定が必要である。
- ・中国四国地方でみると電子部品を含む電気機械器具製造関連製造業の特定最低賃金は、他の製造業と比較して低い状態であり格差改善が必要である。

使用者代表委員の主張

- ・県内に電子・デバイス等製造業の最低賃金が適用する企業数は少なく、企業規模が異なること及び当該企業に現行の最低賃金額で支払われている企業があり、企業間の賃金格差はなく、公正競争を阻害していない。
- ・本県の電子・デバイス等製造業が高知県最低賃金より高くしなければなら

ない理由が認められない。

改正決定の必要性について、労使の主張の隔たりを埋めるべく審議を重ねたが、労使の主張に歩み寄りはなく、特定最低賃金改正の必要性の有無について全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達しなかった。